

平成27年度 第1回 調布市地域福祉推進会議 【議事要旨】

日時 平成27年5月25日（月）18:30～20:50

場所 文化会館たづくり 西館2階 予防接種室

【出席】

1 出席委員 19人

2 事務局出席

福祉健康部（福祉総務課，生活福祉課，高齢者支援室高齢福祉担当，高齢者支援室介護保険担当，障害福祉課，健康推進課，子ども発達センター，地域福祉コーディネーター），子ども生活部子ども政策課

3 傍聴者 3人

<当日配布資料>

議事次第

福祉健康部経営方針

子ども生活部経営方針

調布市社会福祉協議会経営方針

災害時要援護者避難支援プラン全体計画

災害時要援護者避難支援プラン行動計画（住民編）

災害時要援護者避難支援プラン行動計画（庁内編）

○事務局： 皆さん，こんばんは。本日はお忙しい中ご出席いただきまして，まことにありがとうございます。定刻になりましたので，これより平成27年度第1回調布市地域福祉推進会議を開催いたします。

なお，この会議には傍聴の方がいらっしゃいます。本日は3人です。皆様，よろしくお願

たします。また、議事録作成のため、録音と速記を行っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、本日は、第1回目の会議でございますので、初めに委員の委嘱を行いたいと存じます。それでは、調布市長・長友貴樹より委嘱状をお渡しいたします。

(委嘱状授与)

○**事務局**： 以上で、委嘱状を皆様にお渡しすることができました。

それでは、ここで市長からご挨拶申し上げます。

○**長友市長** 改めましてこんばんは。長友でございます。

ご多忙の折、本日は皆様にご参集いただきました。お忙しい時間帯ということもあり、まずお礼を申し上げるとともに、第9期が始まるということで、皆様方には3年間大変ご苦勞をおかけいたしますが、ひとつよろしくお願い申し上げます。

いうまでもなく、今、調布は活気のあるまちづくり途上でございますし、ことしは市制施行してから満60周年ということで、人間でいうと還暦の歩みに、どれだけ多くの皆様方にご尽力いただいてまちづくりが進んできたのかという思いをまた新たにしつつ、今後の展望を明るく開いていきたいと思っております。

ただ、いつも申し上げておりますように、近代的で便利なまちになるのは結構でございますけれども、それだけではない、やはり調布に住んでよかったと多くの方にいていただけるような、潤いのある、また、日常生活のきめ細かなところまで、市のサポートだけとは申しませんが、いろいろな皆様方のお力添えによって、すばらしい感覚が横溢してくるようなまちづくりを心がけていきたいと思っております。

皆様方に推進会議の中でもこれまでご議論いただいて、さまざまな観点の私どもの事業に対する反映を享受させていただいております。

例えばということであれば、昨年度から今年度にかけて、地域福祉コーディネーターを、推進会議の中のご議論も生かすような形で、これまで南北に配置させていただいてきておりましたのを東西にも拡大するような形で事業を発展的に進めていきたいと考えております。一例ではございますが、その他多くの観点で皆様方にはこれからもお世話になることと存じます。

私どもは、そのような市民全体の方にいい効果があらわれるようなことを考えつつということで、3年間という長い時間ではございますが、どうかよろしくお願い申し上げますとともに、3年目には恐らく次期計画の策定も皆様方のご議論の中で私どもは一緒に考えさせていただきたいとも思っております。第1回の会合に際しまして、心からお礼を申し上げるとともに、今後ともひとつよろしくお願いいたします。

(市長退席)

○**事務局** 続きまして、本日は初顔合わせということもございますので、委員の皆様及び事務局、関係職員等の自己紹介をお願いいたします。

(委員自己紹介及び事務局等紹介)

○**事務局** これで次第の1の委嘱式を終了させていただきます。

ここで、本日配付の資料の確認をさせていただきます。

(資料の確認)

では、次に、次第の2、議事に入ります。

初めに、第9期調布市地域福祉推進会議の会長、副会長の選任です。推進会議規則に基づきまして会議の運営をしておりますけれども、規則の第5条の2の規定によりまして、会長と副会長につきましては、委員の互選により決定することとなっております。本日もご出席いただきました委員の皆様の中から会長、副会長を選任したいと思います。自薦、他薦を問わずお願いしたいと思いますけれども、委員の皆様、いかがでしょうか。

○**委員** 事務局一任

○**事務局(福祉総務課)** ありがとうございます。今、事務局一任というお声をいただきましたので、前期まで会長をお務めいただきました和田委員と、副会長をお務めいただきました和気委員にぜひ引き続きお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。

(満場拍手)

ありがとうございます。

それでは、会長、副会長が決まりましたので、一言ずつご挨拶をいただければと思います。和田会長からお願いいたします。

○**会長** 和田でございます。会長の役を務めさせていただきます。

今まで第8期の場合には、計画を立てた後、どのように進捗しているかということでみてまいりましたが、今回は、それをみながら、さらに発展をさせて、次の計画に結びつけていくという大事な役割を果たすことになると思います。

先ほどお伺いしますと、それぞれ公募委員の方も積極的にいろいろなお考えがあって参加していただいていますし、また、いろいろな団体から推薦された方々もいろいろな思いをもっていらっしゃると思いますので、ぜひそれを積極的にお出しいただいて、いい計画、そして、計画だけができるのではなくて、それが地域の中で本当に実践されていくようなものになっていけばと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○事務局(福祉総務課) ありがとうございます。それでは、和気副会長、お願いいたします。

○副会長 ご指名をいただきましたので、謹んで副会長職を受けさせていただきたいと思えます。

私も社会福祉の世界に入って随分長いのですが、改めてこういう場で参加されている皆様方のお顔を拝見すると、やはり地域福祉が間違いなく発展してきているのだなというのを改めて実感いたします。

もう随分前の話ですが、私が学生時代に大変に著名な先生が書かれた定評のある教科書は、「地域福祉というのは、結局は社会福祉協議会と民生委員と一部自治会のことだ」ということで、それぐらいのことしか書いていない。分野でいいますと、児童福祉、障害福祉、老人福祉の後に来る4番目の分野だということで、ほとんど記述がないというのが当時の実態でありました。この領域では大変に有名な岡村重夫先生という先生が1970年代に地域福祉という考え方を出されたのですが、大変に失礼ですが、それはしょせんアイデアの域を出ない。研究者がそういうものが重要だというようなことを考えていたということだったのですが、その後、非常に政策的にも実践的にも発展して今日に至っている。

極端な言い方をすると、30年前でしたら、この会議のメンバーは3分の1ぐらいしかいない。当然のことながら、そこに並んでいらっしゃる課の方々もほとんどいらっしゃらないという関係部署だけでやるような会議になっていたはずなのです。社協と民生委員と自治会の方だけでやっていたというのが、今日こうすると、児童福祉、障害福祉、高齢福祉の担当の課長の方々はずらっと並ぶ。それから、ここにいらっしゃる方も、公募の方はもちろんですが、関係各団体の方がいらっしゃる。まさに地域福祉が主流になってきたということを実感させるようなものなのかなと思っているところです。そういう発展を受けて、さらにこれからどう発展させていくのかということが非常に重要になるのかなと思っています。

よくいうのですが、調布が変わると東京が変わる、東京が変わると日本が変わると思っていますので、それぐらいの発信力で、ぜひこの委員会で前向きないろいろな検討をして、それを全国に発信していければいいかなと思っています。

市長も非常に前向きで、今度コーディネーターをふやしていただくことにもゴーサインを出していただいたようですので、ぜひ調布を変えて日本の地域福祉を少しでも前進させることができればいいかなと思っていますので、どうぞ3年間よろしくお願いいたします。

○事務局(福祉総務課) ありがとうございます。

では、続きまして、次第の2の議事の2番目になります。平成27年度経営方針に基づく主要な事務事業について。ここからの進行は会長にお願いします。

○**会 長** それでは、第1回ということで、早速始めたいと思いますが、きょうご参加いただいています福祉健康部の各課から、現在の経営方針に基づく進捗状況はどうなっているかというようなことについてお話しいただきますので、1課3分程度ということで、基本的にはポイントだけお話をいただくということで進めさせていただきます。

○**事務局(福祉総務課)** それでは、初めに、福祉総務課からご説明申し上げます。

本日お配りいたしました「福祉健康部経営方針」という似顔絵入りの冊子の6ページをお開きいただけますでしょうか。6ページに、各課の基本的な目標や方針を囲みの中に課ごとにお示ししております。行政順で福祉総務課から始まるのですが、福祉総務課は7事業を挙げております。このうち、本日は初めの2つの事業について概要をご説明いたします。

はじめに、地域福祉計画の推進についてでございます。これまでの地域福祉推進会議で活発にご議論いただいたことを踏まえまして、先ほどから市長の話にもございますが、地域福祉コーディネーターの事業につきましては、平成25年度から26年度までの2年間、モデル事業として、染地・国領町地域、それから深大寺北ノ台地域の南北2地域にコーディネーターを配置してまいりました。平成26年度に修正した調布市基本計画にも、地域福祉コーディネーター事業の推進を計画事業として改めて位置づけまして、平成27年度からは新たに東西2地域にも地域福祉コーディネーターを配置しまして、市内4地域で本格実施しまして、各地域の福祉の生活課題の解決に向けて活動しております。後ほど、事業主体であります調布市社会福祉協議会から事業内容について詳しくご説明申し上げます。

1件目の地域福祉計画の推進については以上でございます。

次に主要事業の2番目、災害時要援護者避難支援プランの推進についてでございます。この事業は、災害時に適切に避難することが難しい方、避難行動要支援者の方々が適切な支援を受けられますよう、地域で活動する組織などと平常時から交流しまして、地域における共助の力による支え合い、助け合いの取り組みなどを推進するものでございます。

平成25年6月の災害対策基本法の改正に伴いまして、高齢者や障害のある方など、災害時に配慮を要する方々のうち、特に避難等に支援を要する方々については、避難行動要支援者として名簿の作成が義務づけられております。災害時にこの名簿を有効に活用するためには、平常時から避難支援等に協力いただける消防や民生児童委員の方、自治会の方など、避難支援等関係者にこの名簿を提供しまして、支援体制の整備をしていただく必要がございます。名簿の提供につきましては、避難行動要支援者のご本人の同意が必要であるため、今年度、平成27年度は同意確認の事業を実施してまいります。

なお、この災害時要援護者避難支援プランにつきましては、地域福祉推進会議の今年度の取り

組み課題の1つとしてご議論、ご検討いただきたく、後ほど改めまして担当からご説明申し上げます。

福祉総務課からは以上2件でございます。

○**会 長** では、次、お願いします。

○**事務局(生活福祉課)** 生活福祉課では、4つの項目のうちの2番目と3番目につきまして簡単にご説明いたします。

最初に、生活保護世帯の自立支援事業の充実でございます。これは、生活保護を受けていらっしゃる方に対して就労の支援を行いまして、自立を目指していただくという取り組みでございます。調布市におきましては、昨年、26年度にまず市役所の庁内にハローワークを誘致いたしました。それから、民間事業者、これは大手の人材派遣会社でございますけれども、こちらによりまず就労意欲の喚起事業、それから個別求人開拓等の支援事業を委託によりまして活用してきたところでございます。本年度につきましても、2年目ということで、この2つの柱と就労の支援を専門に行いますケースワーカーの3つの柱を中心に、自立に向けた取り組みをしていくということになっております。

次に、生活困窮者自立支援事業の円滑な運営を挙げております。これは先ほど少し申しましたけれども、本年4月から新たな法律に基づきましてスタートいたしました取り組みでございます。こちらは生活保護制度とは直接関係ございませんで、生活保護に至る前の段階の生活困窮者の方を対象に、お仕事を探すことなどの支援をすることによりまして、生活保護になることなく、自立に向けて取り組んでいただくというようなことが中心的な仕組みとなっております。

市町村に義務づけられておりますのは、自立相談支援と家賃等の住居確保のための制度の2つだけが設置義務があるのですけれども、その他は任意となっております。調布市においては、就労の支援と、家計相談は法律でいう完全な形ではないのですが、ある程度家計相談を行うということ。最後に、子ども生活部と連携いたしまして、今いろいろと社会問題化しております貧困の連鎖への対応ということで、中学生を対象といたしました学習支援を実施する。これにつきましては、準備の関係がございまして、本年10月からの開始ということになっております。

説明は以上です。

○**会 長** ありがとうございます。では、次に、高齢者支援室、お願いします。

○**事務局(高齢福祉担当)** 高齢福祉担当になります。全部で項目9個のうち今回5つ抜粋してご説明申し上げます。

まず、第6期調布市高齢者総合計画の推進です。平成27年4月、介護保険制度は、地域包括ケアの構築など、住みなれた地域で生活を続けるための仕組みづくりと費用負担の公平化などを柱

に大幅に改正されました。高齢者支援室では、これらに対しまして、高齢になっても住みなれた地域で安心して生きがいをもって暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムの構築を核とした第6期調布市高齢者総合計画の推進を図ってまいります。

地域包括ケアシステムの構築ですが、地域包括ケアシステム、医療、介護、住まい、介護予防、生活支援が一体的に提供される仕組みです。構築に向けた具体的取り組みとして、以下の事業を推進してまいります。こちらは新たな総合事業になります。

新たな総合事業実施に向けた準備ですが、制度改正によりまして、これまで要支援1と2の方が対象でありました介護予防給付事業の一部が、市町村が地域の実情に応じた取り組みを行う介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業へと移行されます。調布市市では、平成28年度の移行を目指し、サービス単価や利用者負担額の設定、事業者の指定など、事業全体の設計を行ってまいります。

1つ飛んでいただきまして、認知症施策の推進です。認知症施策の推進では、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症高齢者やその家族への相談支援や支援体制を整備してまいります。また、認知症サポーター養成講座を小・中学校にも周知するなど、対象を広げて取り組みます。

そして、その下、生活支援体制整備事業の実施です。こちらにつきましましては、地域の支え合いの体制整備を進めるため、生活支援コーディネーター及び協議体を設置し、社会資源の把握やサービス開発に向けた検討を行ってまいります。

高齢担当からは以上になります。

○事務局(介護保険担当) 介護保険担当では、基本的な目標、方針等といたしまして、8つの項目を挙げさせていただきました。その中から主な4つの内容につきましてご説明させていただきます。

まず初めに、一番上の第6期高齢者総合計画の推進及び進行管理です。平成27年度は3年間を計画期間といたします第6期計画の初年度に当たります。高齢福祉担当同様、計画に基づいた介護保険事業の適正な運営に取り組んでまいります。

その取り組みの中の1つが、上から2番目の地域密着型サービスの基盤整備です。第6期計画では、平成28年度に認知症高齢者グループホーム1ヵ所の開設を予定いたしておりますので、平成27年度はその開設に向けた準備、支援を行ってまいります。

次に、4つほど飛びまして、費用負担の公平化です。制度改正に伴い費用負担の公平化といたしまして、低所得の方の介護保険料軽減割合の拡大等を実施いたします。その他、重点化、効率化といたしましては、介護保険料の改定で所得段階を13段階に、保険料基準額を5,200円に設定

いたしました。また、一定以上の所得のある65歳以上の方の介護サービス利用者負担が2割負担に変更となります。

最後に、順番が前後いたしますが、上から3番目の利用者への支援及び情報提供です。特に平成27年度は法改正に伴った制度改正がございますので、市報やホームページ等を活用した、丁寧でわかりやすい情報提供に努め、制度内容について市民の方から理解が得られるよう、十分な周知を行ってまいりたいと考えております。

介護保険担当からは以上です。

○**事務局(障害福祉課)** 障害福祉課からは、事業を1つ抜粋しまして、A3横の「調布市福祉人材育成推進事業概要」という資料になっております。福祉人材の育成推進ということで事業を進めていくわけですが、このA3資料の左上のほうで背景として掲げております少子高齢化の進行、障害福祉サービス利用者の増加が課題になっておりまして、需要は今後一層の拡大が予想されます。

こういった日本全国の背景をもとに、国における取り組み及び東京都における取り組みと下矢印のほうに行く内容になっておりますが、調布市の課題としては、A3資料の右側に掲げております。調布市障害者自立支援協議会で出された議論をもとに調布市の課題をまとめております。ここに書かれている課題、障害者支援に対するホームヘルパーの知識不足から始まりまして、地域包括ケアシステムの構築に要する介護人材の確保が最重要課題というところ、さらには、介護保険制度の見直しに伴う福祉サービスにNPO法人、地域住民などさまざまな担い手の参加が期待されるということで、市内で多様な人材を育成することが課題。いずれも、福祉にかかわる人手が今後ますます重要になってくるという課題が挙げられました。

その中において、人材の確保のみならず、質の向上をということで、真ん中の図になります。四角く囲ってあるところで仮称がついておりますが、福祉人材育成センター事業内容とあります。福祉人材育成センターという拠点を設けまして、その中で大きく2つ、先ほど申しました人材確保と質の向上の2つを目的として、4つの事業を中心に実施してまいります。

人材確保ですが、普及啓発を今までもやってきましたが、ますますやることによって、少し小さい丸になってしまうのですけれども、潜在的有資格者の掘り起こしもやっていきたいと思っております。今既に資格をおもちの方でも、子育てもしくは何かしらの理由で福祉の現場を離れてしまっている人、そういう方々が福祉の現場に戻ってこられるように、普及啓発を通じて情報を発信していきたいと思っております。これにあわせて、福祉人材の養成ということで、各種講座をやっていきます。これにより人材確保を図っていきたいと思っております。もちろん、普及啓発では裾野を広げるということで、そもそも福祉に関心をもつていただく人を多く集めるという

ことが前提になってきています。

右側の質の向上です。こちらは、今既に働いている方についても、障害福祉もここ最近では制度改革がたくさんありまして、その都度制度を学んでいくのがなかなか大変になってきております。そちらを学ぶ場としても、ネットワークの構築などで各種機関のネットワークを通じていろいろな情報交換をしていったり、または、専門性の向上として、従事者のフォローアップ研修、こちらはキャリアアップの仕組み構築などを図っていきたいと思っております。

四角の一番下になります。運営委員会を立ち上げることになっております。運営委員会は、関係機関及び市も積極的に参加いたしまして、こちらの福祉人材育成センターの事業でどのような事業が具体的に効果的なのかをこちらの委員会で協議していきたいと思っております。

一番下のところになります。福祉人材拠点整備の効果ということで、6点挙げさせていただいております。こちらについては、市民の福祉分野への参入推進とマッチングの効果が1点目。2点目としましては、市民の地域社会への参加、市民の生きがい創出。3点目といたしましては、先ほど少し申しましたけれども、市民の裾野を広げる。4点目といたしましては、福祉、障害等についての理解を深める。これにより市民がお互いに支え合うまちづくりの効果。5点目といたしましては、各種ヘルパー研修の共通のカリキュラムを効果的に実施していく。最後になります。市域の事業者、従事者間のネットワークの形成ということで、今こちらの場にもご参加になっていただいている皆様方ともネットワークの構築を図っていきたいと思っております。

説明は以上です。

○**会長** ありがとうございました。それでは、子ども発達センター、お願いします。

○**事務局(子ども発達センター)** 子ども発達センターですが、こちら、3点ございますように、障害児通園事業、発達支援事業、相談事業の3本柱で事業を行っております。

まず、障害児通園事業につきましては、児童福祉法に基づく事業でございます。3歳から5歳児の方、今定員は40名となっておりますが、週5回こちらに通所していただいております。こちらにつきましては、社会福祉事業団に委託しております。委託先の事業団との連携によりまして、安定的な運営等に努めてまいります。

続きまして、発達支援事業でございます。こちらは市独自の事業でございます。一番早い方ですと6ヵ月から就学前、5歳児までの方に通所いただいております。こちらにつきましては、利用者の方は保育園、幼稚園等に通われて、週1回なり、こちらに来ていただいて療育等を受けていただいている事業になります。個別指導ですとかグループ指導等によりまして、一人一人に応じた療育等を実施しております。

最後に、相談事業でございます。こちらは発達センターを利用する最初の窓口ということもご

ございます。こちらにつきましては、お子さんについての相談等をお受けしたりですとか、子ども施設の支援としまして、市内の幼稚園、保育園、学童クラブ等に対する支援でございまして、子ども施設と保護者の方の同意をいただいて、そちらに訪問してアドバイス等をさせていただいたりとか、子ども施設の職員の方を対象とした研修会を発達センターで実施したりですとか、実際に発達センターに来ていただいて療育に入らせていただく経験等もさせていただいて連携等を図っております。

また、保護者支援としまして、保護者の方に対する勉強会、講演会ですとか、毎年冬でございしますが、一般市民の方に対する講演会等も行っております。発達障害ですとか子ども発達センター等を知っていただけるような広報活動等を実施しております。

今年度につきましても、一人一人に応じた療育ですとか子育て支援等を行いまして、皆さんが暮らしやすい生活をしていただけるように取り組んでまいります。

以上です。

○**会 長** では、健康推進課、お願いします。

○**事務局(健康推進課)** 健康推進課です。資料の9ページから10ページにわたりまして、6つの事業が掲載されており、このうちの3つの事業についてご説明させていただきます。

まず、1番目でございます健（検）診等の推進。この中の特に最終行、新たな胃がん検診についてご説明いたします。胃がん対策としまして従来から実施しておりますバリウムによるエックス線検査に加えまして、今年度は胃がんの危険因子とされておりますピロリ菌の感染の有無と、胃の萎縮の程度をペプシノゲンにより調べ、胃がんの発生のリスクを判定するABC検査と呼ばれているのですけれども、ABC検査の実施に向けた検討を行ってまいります。

続きまして、10ページ2番目でございます新型インフルエンザ住民接種マニュアルの検討でございます。新型インフルエンザが発生しますと、市町村は全住民を対象に予防接種を集団的接種により行うこととされております。これを住民接種と呼んでおります。調布市の場合は、全住民2万人に対して2回の接種を行うこととなりますので、延べ44万人分行うこととなります。

住民接種は、市民の生命に直結するだけでなく、経験したことのない大がかりな作業となります。仮に1日当たり300人の人員体制を毎日無休で組んだ場合、接種完了までに4ヵ月程度を要するというような計算となっております。このため、今年度、総合防災安全課を初めとした市内の横断的連携や医師会の協力を得ながら、不測の事態にも対応できる柔軟なマニュアルの作成に向けた検討を行ってまいります。

3番目、最後でございます緊急医療救護所の対応についてご説明いたします。災害時の医療体制につきましては、市の地域防災計画により、初動医療体制として発災後72時間を超急性期とし

まして、慈恵第三病院のほか、市内8カ所の病院に緊急医療救護所の設置が定められております。この救護所は、各医療機関にさまざまな傷病者が殺到することが予想されるため、傷病者を傷病の程度に分けて治療の優先度を定めるトリアージや、軽傷者に対する応急処置、搬送調整を行う場所とされております。昨年度から、調布市医師会と緊急医療救護所の設置、運営について検討を行い、マニュアルの作成を進めております。今年度は、その他の病院のマニュアル作成を行うとともに、調布東山病院でも慈恵第三病院に加えて救護所訓練を行えるよう、医師会や病院などと調整を行ってまいります。

○**会 長** ありがとうございました。次に、子ども生活部お願いいたします。

○**事務局(子ども政策課)** 私からは、子ども生活部全体の取組につきまして、簡潔にご説明を差し上げたいと思います。資料は「子ども生活部経営方針」をごらんください。

子ども生活部では、調布市子ども条例の理念に基づきまして、子どもが健やかに成長し、誰もが安心して子どもを産み、育てることができ、子育てを楽しく感じることができるよう、子育て支援サービスの充実を図るとともに、地域全体で支援し、子育てしやすいまちづくりを推進するということを基本方針といたしまして、資料の3ページをごらんいただきますと、その現状と課題、またそれに対する施策につきまして、こちらに掲げてございます。この中から本日は4点お話をさせていただきたいと思います。

まず1点目、一番上の保育園待機児童対策でございます。ことしの4月の待機児童数がようやくここにきて出たのですが、296人、昨年同期が288人でしたので、昨年比として8人増加してしまいました。ただ、私どもとしましては、この8人というのは非常に重く受けとめておりまして、実はことしの4月、6園の保育園を民間さんの力をおかりして開園しております。この6園で424人の定員枠を拡大したところ、昨年4月288人だった待機児童が296人にふえてしまったということで、この結果としては非常に残念ではありますし、まだまだ整備が必要なのだなということを改めて再確認させられたところでございます。今年度、また来年の4月に向けまして、現在の予定では8園、700人規模を目標に認可保育園の整備を進めてまいります。

続きまして、2点目、3つ下の児童虐待への対応でございます。調布市におきましては、ご存じかと思いますが、国領駅南口の地下にマルエツが入っています再開発ビルの2階に、子ども家庭支援センターすこやかという子どもと子育て家庭の支援のための施設がございます。この施設の中で児童虐待防止センター事業を展開しております。

悲しい出来事ではあるのですが、例えば親の虐待によって幼い命が奪われたというような悲惨な事件がテレビで一たび報道されますと、例えば裏のアパートの1室から子どもの泣き声ややまないとか、学校や保育園といった日々直接子どもと接している施設の先生方から、いつも同じ服

装で登園しているとか、給食の食べ方がほかの園児と比べてむさぼるように食べるとか、要はネグレクトの疑いがあるのではないかとかといったような通報や相談が児童虐待防止センターに寄せられます。近年、その件数は増加しておりまして、その対応に職員も非常に疲弊しているところでございます。

ただ、それに対応するために、今年度4月に虐待対応ケースワーカーの増員、また、市からの派遣職員を1人増員いたしまして、体制の強化を図っております。今後も児童相談所を初めとして、関係機関や地域との連携を深めて、迅速かつ適切な対応をしてみたいと考えております。

3点目といたしまして、今度は下から3つ目の学童クラブの施設整備及び多様な児童の放課後の居場所の提供というところで、まず冒頭にお話を差し上げました保育園待機児対策を進めていって、保育園に入る子どもがふえればふえるほど、当然その子どもたちが小学校に上がれば学童クラブのニーズがふえていくということになります。また、この学童クラブというのが小学校からお子さんが自分の足で通える範囲になければならないという施設になりますので、その特性からも、地域によるニーズの偏りというのが非常に大きくございます。そこで、今年度は、柏野小学区が非常に学童のニーズが高くなっておりまして、そこに対応すべく、柏野小のすぐそばに1ヵ所新たな学童を整備してまいります。

そして、4点目になります。一番下の子ども・若者に対する自立支援でございます。こちらは先ほど生活福祉課長からもお話がありましたが、生活困窮世帯やひとり親世帯、また高校中退者やフリーターといった、さまざまな社会生活に困難を抱える子どもや若者に対して、一体的な支援体制を確立する必要があります。子どもの貧困対策といたしまして、子ども・若者総合相談ですとか、ひとり親世帯の子どもに対して学習支援や相談支援を行う体制をこの秋に開設することを目指して、現在調整をしているところでございます。

子ども生活部につきましては以上でございます。

○**会 長** これは部としてまとめて今お話があったということでしょうか。

○**事務局(子ども政策課)** はい。

○**会 長** それでは、今、それぞれお話をいただきましたが、質問がございましたら、あるいは確認したいというようなことなども含めてありましたらどうぞ。

生活福祉課の生活保護世帯の自立支援事業というのを今やっていらっしゃるということなのですが、効果はどんな感じなのですか。

○**事務局(生活福祉課)** 26年度の数字を今調整中ですがけれども、ざっくり申し上げて、25年度よりは大幅就職率、それから自立の割合が高くなっているように見受けられます。

○**副会長** 子どものほうなのですが、子ども生活部のお話で、保育園の一番大きいのは待機児

童のお話があって、424人拡大したけれども、さらに8人増加した。単純に考えると432人拡大しているということですよ。ちょっと言葉は悪いのですけれども、イタチごっこはいつぐらいまで続きそうなのですかというのが。要するに、拡大してもどんどん入ってくるということになって、こういう状況は一体いつまで続くのだろうか。

高齢者が専門なのですけれども、3施設の体制をとって、介護保険制度になって市が直接的には施設整備に関しては余り責任をもたないようなことになってはいますが、高齢者の施設も同じなのです。特別養護老人ホームをつくっても次々入ってくるということになって、イタチごっこがずっと続いているということなのですけれども、これは一方ではしかし少子化がありますよね。ということが進んでいながら、なおかつこれほど、40人とかではないですから、400人の規模で入園者が入ってくる。今度は、ことし700人用意しないとさらに間に合わない。一市民として一体いつまでこういう状況が続くのだろう。それこそ、国の借金ではないですけれども、放っておくと1,000兆円になっているというのと同じで、気がつけば10年ぐらいで数千人規模の児童をふやさなければいけなくなるなどということになりやしないかと。幾ら民間に頼んでいるといったって、全く補助金とかなしでいくというわけにいかないでしょうから、となると、財政システムの面も含めてどうなるのかなとちょっと心配なのですけれども、その辺の見込みはいかなのでしょうか。

○事務局(子ども政策課) まさにおっしゃるとおりで、ここ数年、つくればつくただけ申込数がふえるという状況でございます。一方で、近隣他市をみてみますと、ことしに限ってはちょっと傾向が変わってきたのですが、昨年中までは、施設をふやさないところは待機児童が伸びないという傾向があったのです。ところが、さすがにことしに関して情報収集していく中では、つくっていないところは一気にどんとふえているというのが見受けられますので、国のほうでこのところ待機児対策、保育士が不足しているというアナウンスをすればするほど、潜在的なニーズを掘り起こしているのかなというのは感じるところであります。

ただ、ことしの傾向としまして、調布市におきまして、従前はゼロ、1がもちろん待機児童数が一番多い年齢になるのですが、ことしの4月の段階で3歳の待機児が解消できたのです。そうすると、3、4、5歳の3年齢は、今後も待機児童はよほどのことがない限り出現しないであろうという見込みが立ってまいりました。そうしますと、ゼロ、1、2のケアをしていくと、今後は徐々に待機児童は減っていくだろう。

また、国のほうでも、ここにきて育児休業の取得についてもアナウンスを強めておりまして、2歳までは育児休業をとって家庭で保育してくださいというところもありますので、2歳ないし3歳になったら確実に保育園に預けられるのだという安心感が保護者の間に浸透すれば、今駆け

込みでゼロ、1で申し込まなければというところで申込者数がふえている様相がありますので、この1～2年で2歳児も翌年は必ず入れますというキャパが形成できれば、それ以降につきましては大規模な定員拡大の必要性は薄れてくるのかなと今のところ見込みをもっているところです。

以上です。

○**副会長** わかりました。いや、状況はわかったのですけれども、例えば一般論なのですが、高齢者とか障害者の領域は、施設は幾らつくっても切りがないかなということで、ある時期から在宅福祉サービスというように方針を変えたわけです。もちろん、ゆうあい公社とか、事業団とか、社協とかもできて、そういうところが在宅福祉サービスを提供することによって施設の極端な伸びを抑えようということを福祉のほうはある時期というか、80年代、90年代ぐらいから考えて切りかえてきているはずなのですけれども、子どものほうは必ず施設の待機児童の話がテレビなど、新聞でも取り上げられてしまうのですが、中間の在宅サービスみたいなものは、調布では考えないのでしょうか。

○**事務局(子ども政策課)** 実は4月から子ども・子育て支援新制度というのが始まっておりまして、その中の地域支援事業の1つとして、家庭に保育士を派遣して、家庭で子どもをみるというような事業も法内化といいますか、法律の定める地域支援事業の中に入ってきています。調布でももちろんニーズにお応えするという意味では、今後検討する必要があると考えておりますが、これはまだアンケートを実際にとったわけでも何でもないので、済みません、これは私の肌感覚なのですが、なかなか他人が家庭に入って子どもをみてもらうというところがどこまでニーズとしてあるのか。ファミリー・サポート・センター事業のようなところで短時間であればニーズはかなり多いというのは私も把握しているのですが、丸1日乳幼児を自分の自宅で預かってもらうだとかというニーズについては検証の必要があるかなと考えています。

○**副会長** わかりました。虐待などでも、簡単にいうとお母さんがすごく煮詰まってしまって、子どもと2人だけでずっと24時間一緒に過ごして、お父さんは見向きもしないというような話になって、結局煮詰まってしまって虐待に走るとかというケースは時々聞かれます。そこに要するに中間サービスみたいな在宅サービスみたいな形で第三者が入る。それは本人たちにとっては嫌なことかもしれませんが、やはりそういう形で介入してサービスを手厚くしないと、ゼロか100かみたいな、施設か家族がみるかというような選択の仕方ではない、中間のサービスをもうちよっと膨らまさないといけないのかなと思っていて、その辺のところを調布が少し先進的に――ようやく新しい法律でそういうのを厚労省も遅まきながら考えるようになったというのは一歩前進だと思いますが、もう少し前向きに取り組んでもいいのではないかと思います。

その辺のところのほかの2つの領域に比べると子どものほうは極端におくれているような感じ

がして、集団で地域の子どもをみる。ほかの人が家庭に入るなり、一時的に保育に預けるなり、いわゆるショートステイみたいな形です。そういった形で真ん中のところをもう少し膨らますような対策をふやさないと、待機児童の問題はいつまでもずっとイタチごっこが続くのではないかと個人的に思っていて、調布でも対策をかなり抜本的に考えたほうがいいのではないかと考えていたので質問させていただきました。

○**会 長** この近郊は子どもの数が基本的には今ふえています。だから、どこら辺までいったら子どもの数がふえるのがある程度とまるのか。それはいずれ、10年ぐらい先の計画などをみるとどこかでとまって、そこから減ってくる。そうすると、保育所、ゼロ歳から2歳までのところの需要は、絶対数が足りないということで、かなり今後もあると思うのですけれども、さっきおっしゃったように、育児休業の動向などもかなり影響を与えると思うのですが、それにしても、ある程度どこかの辺まで落ちついていくと思うのですが、その辺の中期的な展望で、今のようにふやさなければいけない時期がどのぐらいで、どの辺で大体落ちつくのかという話。

もう1つは、今お話があったように、例えば自宅で子どもをみていると何の支援もないみたいな感じのイメージにならないようなサポートをもう少し考えていくということをやらなければいけないのではないかとのご指摘で、これらは今後の議論の中でまた少し深めていきたいと思うのです。ほかに何かありますでしょうか。

○**委 員** 間違った理解かもしれないのですが、この待機児童の問題というのは、いわゆる出生人口がすごくふえてきたということ、あるいは母親の就労人口がふえてきて、そのためのニーズがふえたのか、そういったところではどのようにお考えなのか、今後の推移とかについてどうみておられるのか、ちょっと教えていただきたいのです。

○**事務局(子ども政策課)** まず、出生数につきましては、この5年、10年間、ほぼ横ばいなのです。調布市内での出生数は、健康推進課さんがいらっしゃいますので、あれなのですけれども、おおむね毎年2,000人の規模でずっと変わらないのです。ですから、子どもの生まれる数はそれほど変わらない。ただ、我々が今考えていますのは、まずひとり親世帯がふえてきているということで、お母さんが働かなければいけないというところでのニーズがふえる。また、やはり預けられれば働きたいというニーズもふえてきているのだなというところがあります。ただ、それを実際に、では、どのあたりまでが預けられたら働きたいと捉えるかどうか。実際に例えば週2日、3日働いている方も中にはいらっしゃいますし、今全く働いていなくて、保育園に申し込んで入れたら、入れたときから働き出すというようなご希望をもたれている方もいらっしゃいますので、どちらかという、今ご質問にありましたお話の中では、基本的に預けられたら働きたいというニーズがふえてきていると捉えています。

○**委員** それは例えば予測というか見込みはおもちなのですか。

○**事務局(子ども政策課)** 先ほど申しました、例えば今現在両親で働いていて、どこかには預けなければいけないという方がまず入れる状況ができると、当然キャパ的に余裕の出る園が必ず出てくるのです。そこで一時預かりですとかといったフルで預かりを必要としない預かりのキャパができてくると思うのです。保育士ですとかスペースの問題ですとか。そういったときに、今現在はやりたくてもそういう意味でできないところが痛しかゆしの部分はあるのですが、一時預かりのキャパを少しふやせれば、そういった方が救えるのかなというところで、例えば5年後、10年後となったときには、フルの保育園をつくらなくても、別のメニューでカバーができるという形を今考えているところでございます。

○**副会長** 人口流入は怎么样了ですか。

○**事務局(子ども政策課)** 人口流入も、人口統計をみていきますと、若干子どもの数がふえていますので、子育て世帯が流入していることは間違いのないと思うのです。ただ、それが直接的に保育園に入りたいから流入してきているかどうかというのはちょっと検証できていませんので、何ともいえないところです。

○**副会長** わかりました。

○**委員** 生活福祉課の7ページの上のほうなのですけども、中学生を対象とした学習支援についてというところなのですが、これが10月から開始する予定とかと書いてあるのですが、具体的にどのような内容になっているかちょっと教えてもらいたいのです。

○**事務局(生活福祉課)** この事業につきましては、社会福祉協議会に委託という形をお願いをしております。調布の総合福祉センターの5階に1部屋居場所を設けまして、特に勉強する目的でということではなく、目的を限定せずに、そこに放課後來ていいよというような形を1つ考えております。その一方で、そこでボランティアの学生による学習指導を希望される場合は、そのような指導もしていきたいということ。あと、いろいろとお悩みを抱えていらっしゃるお子さんもいると思われますので、相談事業もしていきたいと考えております。1日の利用を15人程度とみております。

○**委員** 1日15人、毎日ですか。月～金で。

○**事務局(生活福祉課)** 月～金です。

○**委員** それに関連してなのですけども、子ども生活部のさっきご説明いただいた3ページ一番下に、子ども・若者に対する自立支援のことが書かれているのですが、そのことと今説明していただいたこととは同じなのですか。

○**事務局(子ども政策課)** 同じです。

○**会長** ほかにいかがでしょうか。——よろしいですか。今後さらに具体的な検討をいろいろな側面からすることになると思うのですが、きょうは全体に27年度どんな取り組みが進められていくかということについてのポイントをお話しいただいたということで、これで全部理解できたわけではないのですけれども、一つ一つ議論するといろいろな課題があるかと思いますが、時間の関係で次に行ってよろしいでしょうか。——それでは、次に、社会福祉協議会の事業計画と地域福祉コーディネーター事業について説明をお願いいたします。どうぞ。

○**委員（地域福祉コーディネーター）** 私からは、大きく3点お話しいたします。1点目が社会福祉協議会はそもそもどういうところかを簡単にお話しして、2点目に重点項目について、3点目に地域福祉コーディネーターについてということでお話をさせていただきたいと思います。

社会福祉協議会なのですから、総合福祉センターという建物がたづくりのはず向かいにあるのですが、そちらに事務所がございまして、社会福祉法人化されたのが1971年になりますので、ことしで44年目を迎える団体です。さまざまな福祉活動をしておりまして、高齢、障害、子ども関係ですとか、権利擁護関係ですとか、生活困窮者の方の支援ですとか、そして地域福祉活動等々を行っている団体でございまして。よく行政、市役所の一部ですかといわれるのですけれども、別の団体になっておりまして、各市区町村、自治体には必ず1つございまして、お隣の三鷹市にもありますし、狛江市にもありますし、府中市にもあるという形になってはいますが、やっている内容についてはそれぞれ別の団体という形になりますので、同じ社会福祉協議会でも、調布と三鷹であれば全く違う活動をしている状況でございまして。

それを踏まえて、社会福祉協議会の重点項目を少しお話しさせていただきたいと思います。資料をごらんください。22ページ、23ページをごらんください。こちらの10項目が今年度の社会福祉協議会の重点項目になりますが、一部抜粋してお話をしたいと思います。

先ほど市の方のお話からもございましたけれども、22ページの2番目に、生活困窮者自立支援事業を社会福祉協議会で受託いたしまして、取り組みを進めております。調布ライフサポートという名前で取り組みを行っております。生活に困った方、困窮された方のご相談を受けて、適切な制度、また就労支援につないだりだとか、そういったもので自立を目指して活動を行っております。

4番目、先ほど障害福祉課の方からもありましたけれども、調布市福祉人材育成センターというのが開設されましたので、先ほどお話があったとおりの取り組みを行っていく状況でございまして。

あとは、1番、地域福祉コーディネーターの配置ということになりますので、こちらは次のところでお話しさせていただきます。全部はお話しできないので、ごらんいただければと思います。

何かございましたら、後でご質問いただければと思います。

では、大きく分けて3点目なのですが、地域福祉コーディネーターについて簡単にご説明させていただきます。地域福祉コーディネーターは、平成25年度に、北部地域と南部地域ということで、北部地域が私、深大寺北ノ台地域を担当しております前田、南部地域が染地・国領町に配置された、きょうは所用で欠席ですけれども、川原という職員がおります。そこでモデル的に取り組みを2年間行っておりまして、前期の地域福祉推進会議でもさまざまなご意見等を頂戴いたしながら進めてまいりました。その結果、今年度より本格実施という形になりまして、新たに2人増員という形で今年度進めております。

特に資料がないので、22ページの地域福祉コーディネーターのところをごらんいただければと思います。どういったことを行っているかと申しますと、今まで社会福祉協議会もそうだったのですが、窓口で座っていて、こちらで相手が相談に来るのを待っているというような状況だったのですが、そうではなくて、担当の地域にみずからどんどん出向いて行って、さまざまな自治会ですとか地区協議会、民生委員さん、包括、いろいろな機関、団体が地域にはございますので、そういったところに積極的に顔を出して、会議やイベント等にも参加しながら関係づくりを進めて、そこでニーズをいただけてくる、また、拾ってきたりだとか相談を受けたり、そういった取り組みを行っております。

その中でご相談を受けたものに関して、例えば生活に困った方、またその世帯の支援に関して個別支援という形でさまざまな制度につないだりですとか、そういうことも行ってまいりますし、とりわけ、制度のはざまと呼ばれる、既存の制度ではなかなか対応できないような課題、例えばひきこもりの問題ですとか、よくテレビでやりますけれども、ごみ屋敷の問題ですとか、そういうものが代表例で出てくることはあるのですが、そういったことの相談を受けて、さまざまな機関や住民の方と連携しながら、解決に向けて働きかけを行っていくような取り組みを行っております。

もう1つ大きな柱としましては、先ほど個別支援という形でお話したのですが、地域支援という形で、先ほどの個別支援の取り組みを通じて、地域の中の支え合いの仕組みづくりですとか、ネットワークづくりですとか、そういったものを行っていくような取り組みも行っております。

具体的に2年間でどういうことをやってきたかという、例えば地域支援に関しましては、ひだまりサロンという、地域の中で皆さん住民の方が集まって交流するような場が現在81カ所あるのですが、そういったものの立ち上げにかかわってまいりました。2年間で両地域では、8カ所立ち上げにかかわるといった形になっております。そういった取り組みを行っております。

また、個別支援に関しましては、さまざまなご相談を受ける中で、例えば高齢の方のご相談を

受けて、その方のお宅に行ったら、30年ぐらい引きこもっている方がいて、その方がずっと就労もせずに自宅にいたというような状況もあって、どういう支援をしていけばいいのかというのを考えるですとか、そのような制度のはざまと呼ばれるような課題についてご相談を受けております。

今年度に関しましては、生活支援コーディネーターという、介護保険の改正に伴って新たにゆうあい福祉公社さんに配置される予定の専門職の方がいらっしゃるのですけれども、その方との連携ですとか、あとは生活困窮者自立支援事業が新たに立ち上がりましたので、地域の中で発見した課題のある方をそういったところにつなげたりですとか、また、生活困窮の窓口相談に来た方を地域福祉コーディネーターにつないでいただいたりですとか、そういうつながりもしながら、地域の中でそういった困った方を1人でも支えられるような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

今年度に関しては、新たに2地域配置になりましたので、その2地域に関しましては、まずは顔を知ってもらうということで、さまざまな機関ですとかに顔つなぎという形で訪問して、相談を受けていくような取り組みから進めてまいりますし、既存の2つの地域に関しましては、これまで培った人間関係もありますし、ご相談もありますので、そういったものをさらに進めていけるような形で取り組んでいければいいかなと考えております。

今後の課題としましては、地域福祉コーディネーターは1人でそれぞれの地域で動いている形にはなりますけれども、例えば川原の地区、南部地域は3万人以上の人口がいるので、それを1人で対応していくというのはなかなか難しい状況でもありますので、地域の中で地域福祉コーディネーターと一緒に活動してくれる人、そういった方々をつくっていくといいですか、考えていければいいかなと考えておりますので、それは今年度の課題としたいと思っております。

○**会長** 生活困窮者自立支援事業のところには、新しく職員は何人配置されているのですか。

○**事務局(生活福祉課)** 2人お願いしております。

○**会長** 調布市福祉人材育成センターはどんな体制でおやりになるのですか。

○**事務局(障害福祉課)** 2人でお願いしています。

○**会長** 構想はすごく大きいので、それぞれちゃんと事業として確立していくのは相当大変です。社協だけの話ではないのですが、東西南北という考え方が出てきているのだけれども、初めて聞いたような気がするのです。今まで福祉のエリアは10カ所でやってきたのだけれども、コーディネーターが4人いて、その人たちの役割は、東西ということは、今までのエリアを超えて仕事をするようになるのか、今までのモデルのように配置されたエリアは10カ所の中のどことどこというようになるのか、その辺はどうなのですか。

○**委員（地域福祉コーディネーター）** 東西南北という言い方はしておりますが、主な担当地域という形で10地域割りの地域は挙げておりますので、そこを中心に活動するという形になります。ですから、そこから外れた地域の相談については社協全体として対応いたしますので、決して受けないという話ではないです。

○**会長** 4人になった段階でも、いわばモデル的な実施と考えているのですか。そうしないと、ほかの配置されていないエリアからすると、何でそこだけそういう人が置かれて、うちのほうはどうなるのという話も出てこないとは限らないのだけれども、その辺はどうなのですか。

○**事務局(福祉総務課)** では、調布市のほうからお答えさせていただきます。一応本格実施という言葉は使っておりまして、2月に、調布市の基本計画といいまして、市の基本的な一番の重点を決定する計画の中で、地域福祉コーディネーター事業の推進というのは位置づけられております。その中で、平成27年度におきましては2ヵ所拡充というところで、冒頭から市長からも申しあげたとおり、東西南北という地域性の問題でそう申しあげているところなのですが、配置させていただきました。一応計画上は平成29年度に地域福祉施策全般の動向を踏まえた事業の検証という形で、一度検証を行うというところで計画がされております。

というのは、第9期の皆様におきましては、今回の地域福祉計画が平成29年度までとなっておりますので、当然この計画ができたのは平成24年3月ですので、3年前のものになっておりますので、そういった部分で今回地域福祉コーディネーターを導入いたしました。さまざまな部分が変わってきたと思うのです。これから3年をかけてきて、またさまざまな、今回介護のほうも制度が変わっておりますので、福祉を取り巻く環境も変わってくるだろうというところで、市としても社協さんとかこういった会議の場で議論をしながらやっていきたいというところですので、そういった意味では、今後4地域がこういった形で発展していくのかという意味では、今後も試行的といいますか、検証を重ねていかなければいけない部分があるといいつつも、決して前年度みたいにモデルという形で、継続かどうかわからないという事業ではなく、これについては継続性をもってやっていくというところがございます。

○**委員** 2年間で2ヵ所、モデル事業としてやってきたというお話だったのですが、大体1ヵ所でどれぐらいのコーディネートがあったのか。それと、具体的に差しさわりのない範囲でどんなことが相談としてされたのか、もしわかりましたら教えてください。

○**事務局(福祉総務課)** 具体的なケースに関してはコーディネーターにお譲りして、実相談件数といいますか、初めて相談に入ったケースですと、平成25年度大体84件だったと思われ。平成26年度については速報の段階ではございますが、まだ社会福祉協議会のほうで実績報告をまとめている段階でございますので、大体140件と伺っているのですけれども、かなりふえている

のかなと思っております。

活動指標として、さまざまな電話を受けましたとか、訪問しましたというところを、これも社協さんの実績報告に載っているところなのですけれども、そういったもろもろの延べ数に関しても、1年目は3,400件余りというところが、2年目の平成26年度については6,300にならんというところで、これも速報値で申しわけないのですが、初年度こういった活動をして、かなり認知度が広がっているのかなと思っております。

具体例については、詳しくはコーディネーターからだと思うのですが、去年のケースでいきますと、複合的なケースといいますか、なかなか公的なサービスだけでは対応できないケースや制度のはざまにあるケースとして、高齢の親御さんとひきこもりのお子さんとの家庭に対するアプローチで、それについてさまざまな地域のボランティアとか、包括支援センターなどと連携して、いろいろなサービスにつなげていくというような活動などもしております。

○**委員（地域福祉コーディネーター）**　どんな相談がということなのですけれども、何でも相談という形で受けておりますので、来た相談は拒まない、断らないという形でやっておりますので、本当に多岐にわたるお話を受けています。多いのは「高齢者の居場所がもっと欲しい」ですとか、「どういう制度を今後使えばいいか」とかというご相談を受けることもありますし、よくあるのは「近隣トラブル」などの、隣の方がもしかしたら何かしら課題を抱えているのではないかとすとか、上の階の方がちょっと関係性が悪いだとか、そういうご相談を受けることもございます。そういったところが中心です。

○**会長**　よろしいですか。――今までなかなかそれぞれの分野の専門の方々がたくさんいらしたのだけれども、そういうところではなかなか把握したり相談に乗ることが難しかったような、何でもというような、特に対象を限定したり、相談の中身を限定していないというところが恐らく特徴で、では、自分で全部解決できるか。それはできないので、いろいろなところとつないだり、協力し合いながらやっているということなのではないかと思います。どうぞ。

○**事務局（福祉総務課）**　会長、1点修正してよろしいでしょうか。件数のところで、私、昨年度84という数字を申し上げたのですが、今、27年度ですので、正しくは25年度が84です。昨年度は今、実績報告を社協でまとめております。140件余りということで、年度を1つずれて説明してしまいましたので、申しわけございませんでした。

○**会長**　ほかに何かありますでしょうか。よろしいですか。

地域福祉コーディネーターは、この前の第8期のときも毎回ご報告をいただいでいて、いわばこの委員会の報告が生み出した新しい調布の取り組みということで、全国的にもまだまだ、かなり進み始めましたけれども、非常に先駆的な取り組みだったので、実際に今どんな取り組みをし

ていらっしゃるか、調布で実際に何が起きているかというのがよくわかるものですから、ご報告をいただいていたので、今後もそういうことをなるべくしていただきながらということになるかと思います。

では、社会福祉協議会についてのご報告はよろしいでしょうか。――もう1つありますので、今年度の取り組み課題についてということで、災害時要援護者避難支援プランと避難行動要支援者の名簿作成について福祉総務課からご説明をお願いします。

○**事務局(福祉総務課)** 皆様の机の上に緑色の箱が置いてあるかと思います。これは会議の都度、机の上に置かせていただきます。資料等が入っておりますので、必要に応じてごらんください。その中に、本日何度か話題になっております、この会議のもとでもございます「調布市地域福祉計画」入っております、これが24年から29年度までの計画になっているものですが、この計画の29ページに重点施策の推進というのがございまして、その中で2点掲げております。地域におけるトータルケアの推進ということ、もう1つが、地域が一体となった災害対策の推進という2点を重点の施策としております。

トータルケアの推進につきましては、今ご説明してございましたコーディネーター事業のところが主立ったものになっております。もう1点の災害時の対策の推進でございますが、これにつきまして今からご説明させていただきたいと思っております。

本日配付させていただきました資料のうち一番最後の3点です。白い表紙の災害時要援護者避難支援プラン(全体計画)、それからピンク色の住民編と庁内編という3冊の計画を私どものほうでは作成しているものでございます。

全体計画につきましては、国のガイドラインに基づきまして、全般的な施策、方針を策定しているものなのですが、市の地域防災計画の災害時要援護者対策について、避難支援に関する事項を具体化して記載したものとなっております。

桃色の住民編というのは、自治会等の地域組織の皆様による災害時要援護者の支援についてどうやって取り組んでいったらいいかということで策定した計画でございます。

薄水色のものにつきましては、災害時要援護者に係る庁内や関連組織との情報の共有ですとか連絡体制について計画を策定したものとなっております。

先ほど課長から説明をさせていただきましたが、災害対策基本法が改正されまして、災害時要援護者という名称で今までいていたものが、災害時に配慮が必要な市民の方を災害時要援護者という名称から要配慮者、また、要配慮者のうち、特に積極的に支援が必要とされる市民を避難行動要支援者、この避難行動要支援者を平常時から名簿等を共有して見守る団体を避難支援等関係者という形で名称が用語変更されております。ですので、この計画もそういった部分の変更等

をしていかななくてはならないということになっております。

今、この3本の計画になっておりますが、この計画を一本化することにしたいと思っております。そのこの部分での作業の過程で、ここの席にご参集の委員の皆様にご意見等をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

先ほど申し上げました新しく名前が変わりました災害時の避難行動要支援者の名簿でございますが、この名簿は平常時から準備をしておきなさいということで法律上定められているものでございます。その名簿の活用についても自治体に義務づけられておまして、この名簿を警察、消防、それから新たに社会福祉協議会が関連機関に位置づけられています。また、公認の団体としましては、民生児童委員、消防団、地域の団体といたしまして、自治会ですとか防災市民組織、地区協議会、マンション管理組合等、市と協定を結んでいただいたそれぞれの団体でございますけれども、そういったところと協定が結ばれているという前提の上で、同意確認を終わった方の名簿をご提供するということになります。これらの関係団体とともに連絡会を開催いたしまして、名簿の活用についてですとか、さまざまな課題、対策などについて協議をしていくということについても今年度取り組んでいきたいと考えております。

同意確認の対象者につきましては、こちらの避難支援プランの当初標準案で定めている方が桃色の表紙の3ページに記載されているのですけれども、要介護の3から5に認定されている方、身体障害者手帳をおもちで、下の肢体不自由1から3級の方、視覚の1から3級、聴覚の1から3級の方、また精神障害者保健福祉手帳の1～2級の方、愛の手帳をおもちの方。これがこれまでのプラン上で定めている対象の方ですので、平成27年度につきましては、まずこの方々について再度同意確認をとりまして、同意確認を得られた方につきましては、先ほどご紹介した関連の組織のほうに、協定を締結させていただいた上で、名簿をお渡ししていきたいと考えております。

事業はこれから進めてまいります。市民の方にこの制度のことを広く理解していただいて進めてまいりたいと思っておりますので、秋以降の取り組みを今予定しているところでございます。こちらにご出席の民生委員の方などにはまた多分お力添えをしていただかないといけないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○**会 長** では、このことにつきまして、またいずれ検討する機会があるのですね。

○**事務局(福祉総務課)**： また改めて資料をお出しさせていただきます。

○**委 員** 対象者、範囲というのは今のご説明でわかったのですが、同意作業というのは大変な作業になると私は思うのです。その方法によっては同意を得る得ないの範囲がまた変わってきってしまう。だから、その手法というか、そのあたりをどのように進められるのか、お考えが今あればお聞かせいただきたいのです。

○事務局(福祉総務課)： 今の段階でご説明できるのは、まず、こういった制度の重要性を広く市報等で周知をかせさせていただいて、皆さんに必要な制度だということを理解していただいた上で、同意確認をとっていきたいと思っています。

同意確認は、まず、やはり第一弾は郵送でお願いする形になるかと思っておりますので、例えばその対象となる障害者の方ですとか高齢者の方ですとか、広く内容が伝わるように、丁寧な説明に心がけてまいりたいと思っております。 以上です。

○会長 今ご指摘があったように、同意確認のところをどうするかというのは恐らく非常に大事で、最初郵便でおやりになるにしても、それですぐになかなか進むわけではないわけで、恐らく民生児童委員さんとか、障害者の団体の方々とか、いろいろな方々にご協力を得て、やはりつながりが強い人がお勧めになると進むのだけれども、そうでないと進まないというのは各地でいろいろ起こっていますので、その辺も含めて、今後皆さんからご意見を伺って、よりよく進むようにしていく必要があるのではないかと思います。町内会のご協力も非常に大事になると思います。では、ことはそのことについても検討していくということでもよろしいでしょうか。――ほかに全体で何かご意見などございましたらどうぞ。――よろしいですか。どうぞ。

○委員(地域福祉コーディネーター) 口頭で失礼いたしますが、地域福祉コーディネーターの2年間の活動の報告会を行います。6月14日日曜日の午前10時から正午まで、場所は調布市の総合福祉センター2階の201から203会議室で行います。申し込み不要で当日来ていただく形になります。手話通訳もつきますので、聴覚障害の方もお越しいただけるような内容になっております。

○会長 できたら案内状を皆さんに、委員の方にお届けして、ちょっとでものぞいていただくといいのではないですか。できたら送付いただければと思います。では、事務局どうぞ。

○事務局(福祉総務課)： 本日、欠席をいただいている委員さんが3人いらっしゃいます。名簿にあるとおり全員で22人という委員体制になりますので、どうぞよろしく願いいたします。

では、次回の開催につきましてご案内いたします。次回は7月22日午後6時30分から、本日と同じこの場所となりますので、ご予約をよろしく願いいたします。なお、本日の次第の裏面に今後の日程につきましても載せさせていただいておりますので、手帳に記入のうえ、ご予約をいただければと思います。 本日は、長時間にわたりましてありがとうございました。